

様式第2号（第3条第1項関係）

「宝塚市認定地域クラブ活動」認定要件確認書

（認定要件）

- （1）生徒が、自主的・主体的に参加することができ、競技性や成果のみに偏重せず、参加者すべてが生涯にわたって、スポーツや文化活動に親しむことにつながる活動であること
- （2）原則として宝塚市内の中学生を対象とし、選抜等を行わず地域クラブ活動に自由に加入及び退会できること（中学生以外の年代層の受け入れも可とする。近隣市町村の中学生の受け入れについては、宝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に相談すること。ただし、競技力強化等の観点から広域から参加者を集めることは認められない。）
- （3）地域クラブの活動拠点は、原則として宝塚市内とし、活動場所までの移動について、参加者やその保護者に過度の負担とならないこと
- （4）規約を作成・公表しており、その内容が社会通念上、適切であると認められること。規約には以下の要件を満たす内容が記載されていること。なお、団体の責任者は18歳以上（高校生は除く）とすること。
 - ア 団体の目的
 - イ 役員（正副代表・会計・監事等）の選任・解任に関すること
 - ウ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - エ 予算・決算の審議・承認に関すること
 - オ 会員の入退会、参加費等に関すること
- （5）規約に基づき公正かつ透明性のある団体運営を行い、適正なガバナンスを維持すること
- （6）大会・コンクール等に参加する場合には、その運営に積極的に参加すること
- （7）教育委員会が指定する指導者研修を必ず受講し、地域クラブ運営や指導に生かすこと
- （8）持続可能な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること（スタッフの転勤等により地域クラブの存続ができなくなることがないようにする）
- （9）営利目的を主にした地域クラブ活動の運営ではないこと。また、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、保護者及び関係者からの求めに応じて会計内容を開示すること
- （10）参加費等は、可能な限り低廉に設定すること
 - （11）教育委員会から、情報提供や報告を求められた際には適宜対応するとともに、その他必要な協力を行うこと
 - （12）地域クラブの活動方針や指導方針、活動予定、活動実績等について、参加者の在籍校と必要な情報を共有するとともに、学校施設を利用する場合などは、必要な連絡調整を行うこと
 - （13）長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解して、週2日以上以上の休養日を設定するとともに、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内で、年間及び月間の

活動計画を策定し公表すること

- (14) 参加者の発達段階や体調、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休憩時間等を設定するなどの安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること
- (15) 活動場所の施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、参加者の安全確保に万全を期することに加え、参加者及び指導者は自身のけが等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入していること
- (16) 事故等が発生した場合や活動場所の施設及び近隣住宅等の建物、物品等を毀損又は滅失させたときは、速やかに学校等の関係先に報告するとともに、団体が賠償義務及び原状回復義務を負うこと
- (17) 団体を構成する全ての者が、体罰・暴言・ハラスメント・性暴力がいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと
- (18) 「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、情報を適切に管理すること
- (19) 「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」に基づく除外措置を受けていないこと
- (20) 参加者へ政治・宗教に関する活動をしないこと

上記、要件を確認しました。

令和 年 月 日

宝塚市教育委員会 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____